

第33回公開セミナー
CPRC10周年記念シンポジウム
2013年6月14日

単独行為規制の将来展望

神戸大学大学院法学研究科 泉水文雄

独占禁止法における単独行為規制—実体規定

▶ 私的独占(3条、2条5項)

▶ 不公正な取引方法の一部(19条、2条9項)

 共同の供給拒絶(2条9項1号)、差別対価(2条9項2号)、
 不当廉売(2条9項3号)

 共同の取引拒絶(一般指定1項)、その他の取引拒絶(2
 項)、差別対価等(3項以下)、不当廉売(6項)、抱き合わ
 せ(10項)、排他条件付取引(11項)、拘束条件付取引
 の一部(12項)

独占禁止法における単独行為規制—エンフォー スメント

▶ 私的独占

排除措置命令(7条)、課徴金納付命令(7条の2第2項、第4項)、民事請求等

▶ 不公正な取引方法

排除措置命令(20条)、法定不公正な取引方法は課徴金納付命令(20条の2)、差止請求(24条)、民事請求等

公取委における動き

- ▶ 支配型私的独占への課徴金制度導入(2005年)
- ▶ 排除型私的独占、不公正な取引方法の一部への課徴金制度導入(2009年)
- ▶ 不公正な取引方法を法定の不公正な取引方法と一般指定に分類(2009年)
- ▶ 不当廉売ガイドラインの改訂(2009年)
- ▶ 排除型私的独占ガイドライン(2009年)

排除型私的独占ガイドラインの対象行為

- ▶ 商品を供給しなければ発生しない費用を下回る対価設定（以下、略奪的価格設定）
- ▶ 排他的取引
- ▶ 抱き合わせ
- ▶ 供給拒絶・差別的取扱い
- ▶ 次に見るように、世界的にも、この4類型が関心の中心であることは、間違いない

外国の動き（EU）

- ▶ EU機能条約(TFEU)102条(旧EU条約82条)(市場支配的地位の濫用)
- ▶ EU「Guidance on the Commission's enforcement priorities in applying Article 82 of the EC Treaty to abusive exclusionary conduct by dominant undertakings」(2009年)(以下、82条ガイダンス)
- ▶ 対象行為は・・・
- ▶ 排他的取引
- ▶ 抱き合わせ(タイニング)・バンドリング
- ▶ 略奪的価格設定
- ▶ 取引拒絶・マージンスクイズ

外国の動き（米国）

- ▶ シャーマン法2条（独占化、独占化の企図、独占化のための共謀）
- ▶ 米国司法省「 Competition and Monopoly: Single-Firm Conduct Under Section 2 of the Sherman Act 」
（2008年）（以下、司法省報告書、その後撤回）
- ▶ 独占力、排他的行為の基準、レメディのほか、対象行為は・・・
- ▶ 略奪的価格設定
- ▶ 抱き合わせ（タイイング）
- ▶ バンドル・ディスカウント、ロイヤリティ・ディスカウント
- ▶ （一方的・非条件付き）取引拒絶
- ▶ 排他的取引

CPRCの研究（個別分野その1）

- ▶ 「公益分野における市場支配的地位の濫用に対するEC競争法の適用に関する調査」(2004年3月)
略奪的価格設定、単独の取引拒絶等
- ▶ 「諸外国の電気通信分野における市場支配的地位の濫用規制等に関する調査」(2005年3月)、ディスカッションペーパー(2012年10月)
SMP(Significant Market Position)、市場支配的地位、バンドリング、事業法上のアンバンドリング規制等
- ▶ 「ネットワーク産業に関する競争政策—日米欧のマージンスクイズ規制の比較分析及び経済学的検証—」(2012年10月)
単独の取引拒絶、マージンスクイズ、略奪的価格設定

CPRCの研究（個別分野その2）

- ▶ 「並行的排除行為規制の妥当性とその手法に関する研究」(2010年1月)
排他的取引
- ▶ 「排他的取引契約の反競争効果と競争促進効果の考察」(2011年7月)
排他的取引、その競争促進効果

CPRCの研究（排除の理論）

- ▶ 「競争者排除型行為に係る不公正な取引方法・私的独占について—理論的整理—」(2008年6月公表)
- ▶ 単独行為規制の規制基準に関する理論的研究
- ▶ これらは、たとえば、「同等に効率的事業者基準」の排除型私的独占ガイドラインへの導入などに影響を与えたのではないか

これからの作業

- ▶ 以下では、排除型私的独占ガイドラインに書かれている4つの行為類型について、EU、米国の状況と比較しつつ、規制の現状と課題を確認する
- ▶ 続いて、エンフォースメントについて、排除措置命令、課徴金を中心にみる

①略奪的価格設定—日本

- ▶ Areeda & Turner(1975)が平均可変費用テストを提唱して以来、議論
- ▶ 排除型私的独占ガイドライン
- ▶ 「その商品を供給しなければ発生しない費用を下回る対価を設定する行為は、排除行為に該当し得る」
- ▶ このような対価の設定は、「自らと同等又はそれ以上に効率的な事業者の事業活動を困難にさせる場合には、当該行為は排除行為となる」とし、同等に効率的な事業者基準を採用
- ▶ 上記の費用は、平均回避可能費用とする
- ▶ 変動費はこれにあたり、供給量の変化に応じてある程度増減するとみられる費用はこれと推定される。
- ▶ 例として、地図販売警告事件(平成12年)

①略奪的価格設定—E U

- ▶ 82条ガイダンス
- ▶ 平均回避可能費用基準(AAC)を採用する
- ▶ 多くの場合、平均可変費用基準(AVC)も同じ基準だが、支配的事業者のサンクコストがAACには反映されるが、AVCでは反映されず、AACがより適切とする
- ▶ なお、LRAIC(長期平均増分費用)も利用される
- ▶ 効率的な事業者基準を採用
- ▶ 例は、AKZO判決(1991)

①略奪的価格設定—米国

- ▶ Brooke Group事件最高裁判決(1993)は、①価格が、「適切に計算された費用」を下回ること、②費用を下回る価格への投資を埋め合わせる(recoup)危険な蓋然性があることを求める。
- ▶ 「適切に計算された費用」について最高裁は何もいっていない。司法省報告書は、サンクコストとしての固定費用を含むべきことから、平均回避可能費用を支持する。
- ▶ 埋め合わせが要件となっており、ほとんどの事案がこの要件をみたさないとして終了する点が、米国の特徴。

①略奪的価格設定一まとめ

- ▶ 平均回避可能費用を基本とする点は、日EU米に共通する。固定費用の一部を費用に含めようとする点も共通する。
- ▶ 「埋め合わせ」は米国のみ要件とするが、シャーマン法2条の独占化の企図の規制で用いられる。他方、EUでは市場支配的地位の存在が要件であり、日本でも私的独占では市場支配力があり、大差はないという評価もありうる。
- ▶ ただし、日本法は、私的独占に加え、不公正な取引方法によっても不当廉売を規制する点で、欧米より規制が厳格とはいえる。

②排他的取引ー日本

- ▶ 自己の競争者との取引を禁止し、または制限することを取引の条件とすること(排除型私的独占ガイドライン)
- ▶ 「排他的取引により、他に代わり得る取引先を容易に見いだすことができない競争者の事業活動を困難にさせる場合には、当該行為は排除行為となる」
- ▶ 例として、ノーディオン事件(平成10年)等

②排他的取引—E U

- ▶ 82条ガイダンス
- ▶ 排他的購入義務について、市場支配的事業者が必需商品(must stock items)をもち、または競争者の供給能力に制約がある場合、需要の一部は市場支配的事業者によってしか供給されないため、需要者にとって支配的事業者が不可欠な取引相手であり、競争者が個々の顧客の全需要を獲得するという競争ができず、「反競争的閉鎖」*が生じる場合がある。

*82条ガイダンスは、日本法における「競争を実質的に制限する」に相当する効果を「反競争的閉鎖」と表現している。

②排他的取引—米国

- ▶ 連邦最高裁判決は近年はないが、判例は市場閉鎖効果 (foreclosure) に注目し、合理の原則による。下級審判例では、排他的取引の効率性を強調するものがある反面、2000年以降にシャーマン法2条違反を認める巡回区裁判所判決等が見られる。
- ▶ 司法省報告書は、排他的契約により競争者が最小最適規模を得られないなど競争者の規模の経済を奪う場合に、反トラスト法に違反するとする。

②排他的取引ーまとめ

- ▶ 排他的取引が、市場を閉鎖する(foreclose)場合に問題とされる。とくに競争者を完全に排除しなくても、規模の経済を達成できないなど効率において劣る状態にする場合(ライバルの費用引き上げ)に問題にされる。
- ▶ 典型例は、支配的事業者がmust stockを握っている場合や供給能力の制約がある場合であろう。ノーディオン事件も、競争者の供給能力に制約があり、需要のすべては賄えない状態で、取引しないか全量を購入するかの二者択一を迫られノーディオンから全量を購入せざるを得なかった事例である。

② 排他的リベートー日本

- ▶ 排除型私的独占ガイドライン
- ▶ 排他的リベートとは、「相手方に対し、自己の商品をどの程度取り扱っているか等を条件とすることにより、競争品の取扱いを制限する効果を有するリベートを供与する行為」
- ▶ 排他的リベートは、排他的取引と同様の機能を有するものとして排除行為に該当する。
- ▶ 排他的取引と同様の機能を有するかは、①リベートの水準、②供与の基準、③累進度、④遡及性を総合的に考慮する。
- ▶ 例としてインテル事件（平成17年）

② 排他的リベートーE U

- ▶ 条件付リベート(conditional rebates)については、一定の閾値を超えた場合に購入量全体に供与されるリベート(遡及リベート)と、閾値を超えた分について供与するリベート(増分リベート)を区別。遡及リベートは、閾値を超える直前の1単位の閉鎖効果が強く、反競争的閉鎖が起こりやすい。ただし、リベート全体の競争への影響も見る
- ▶ Intel(2009)は、忠誠度リベートとして違法とする

② 排他的リベートー米国

- ▶ 忠誠度リベート(single-product loyalty discount) について、排他的取引と略奪的価格設定の両面があると主張される
- ▶ 司法省報告書(撤回)は、略奪的価格設定の基準を満たす場合にのみ違法とする見解を支持するが、排他的取引による市場閉鎖の問題が指摘され、例外的に前者の面から問題になることがあるとする
- ▶ Intel同意審決(2010)では、FTCは両方をみたと認定、さらに欺瞞的行為も認定し、FTC法5条違反とする

② 排他的リベーターまとめ

- ▶ 事例は少ないものの、排他的リベーター(累進的リベーターM忠誠度リベーター)について、日・EUは、基本的に同じ考え方かもしれない。

③抱き合わせー日本

- ▶ 「抱き合わせにより、従たる商品の市場において他に代わり得る取引先を容易に見いだすことができない競争者の事業活動を困難にさせる場合には」当該行為は排除行為となる
- ▶ 次の事項が総合的に考慮する。①主たる商品、従たる商品の市場全体の状況、②主たる商品市場における行為者の地位、③従たる商品市場における行為者・競争者の地位、④行為の期間、相手方の数・取引数量
- ▶ 例は、マイクロソフト事件（平成10年）、東芝昇降機事件（平成5年）

③抱き合わせ、バンドリングーE U

- ▶ 82条ガイダンス
- ▶ 支配的な事業者が従たる商品市場を閉鎖し、また間接的に主たる商品市場を閉鎖することにより消費者に損害を与える。事業者が主たる商品市場において支配的であり、(1)主たる商品と従たる商品が別個の商品であり、かつ(2)「反競争的閉鎖」をもたらす蓋然性がある場合に違法となる。
- ▶ 判決は、2007年マイクロソフト事件判決等

③抱き合わせ、バンドリングー米国

- ▶ 抱き合わせは、次の要件をみたす場合に、当然違法とされる。①主たる商品と従たる商品が別の商品であること、②主たる商品市場において十分な市場力を持つこと、③従たる商品市場に実質的でないとはいえない効果をもつこと(Jefferson parish Hosp. (1984); Kodak(1992))。ただし、当然違法には批判も強い。
- ▶ OS(基本ソフト)へのソフトウェアの統合という「重要な効率が期待される(promises significant efficiencies)」本件では、合理の原則によるとする下級審判決がある(Microsoft 2001)(いわゆる機能的抱合せの例)

③抱き合わせ、バンドリングまとめ

- ▶ 抱き合わせについては、従たる商品市場での競争の実質的制限を問題にする点は、日EU米で共通
- ▶ 日本に事例はないが、米国マイクロソフト事件(2001)のように、主たる商品市場(OS)でその市場支配力を維持する行為も対象になる
- ▶ ただし、不公正な取引方法における抱き合わせ規制もみれば、日本法のほうが厳格な規制の可能性がある

③'バンドル・ディスカウントーE U

- ▶ たとえば、A社の提供する通信機器aと、B社の提供する電気通信サービスβを同時利用した場合に、全体の料金やaの料金を一定金額割引。この場合に、割引はいくらまで許容されるか。
- ▶ 商品ごとに増分収益が増分費用を補填しているかを分析するのが理想であるが、それは実際には困難である。
- ▶ そこで、顧客がバンドリングにおける支配的事業者のaに支払う増分価格がaのLRAIC(長期平均増分費用)を下回っている場合、同等に効率的な競争者でさえ拡張または参入を阻止される可能性があり、違法とされたとする。
- ▶ つまり、割引すべてを1つの商品(a)のそれとみて、それが略奪的価格設定の基準を満たすかを見る。
- ▶ ただし、競争者も同一のバンドルをしている場合には、バンドルされた商品全体の価格と費用のみを見る。

③'バンドル・ディスカウントリー米国

- ▶ バンドル・ディスカウントについては、抱き合わせの基準によるものと(3M(2008))、割引の全額を競合する商品の1つまたは複数の商品に割り当てて略奪的価格設定の基準を満たすか見るもの(Cascade HealthSolution(2008))がある。
- ▶ 司法省報告書やHovenkampは、競争者がバンドルされた商品全体で競争できない場合は、割引の全額を競合する1つの商品に割り当てて略奪的価格設定の基準をみたすかを見る立場
- ▶ ただし、彼らは、これをセーフハーバー基準とし、違法とするにはさらに反競争効果の立証が必要とする立場を主張する。

③'バンドル・ディスカウントーまとめ

- ▶ セット販売は、抱き合わせ(または排他条件付取引)と略奪的価格設定の両面を持つ(競争者排除型行為に係る不公正な取引方法・私的独占について一理論的整理で検討)、10年の歩み44頁(大久保主任研究官)も参照
- ▶ 排除型私的独占ガイドラインは、バンドル・ディスカウントについては、「『商品を提供しなければ発生しない費用を下回る対価設定』の観点から排除行為に該当するか否かが判断される」とする。どの立場をとるかは示されていない。
- ▶ 事業者(企業法務等)は、検討をしている可能性もある。たとえば、前述のA社の提供する通信機器 α とB社の提供する電気通信サービス β を提供し割り引くような例は広く見られる。
- ▶ 第1説:抱き合わせ規制等に違反しないか、あるいは、不当廉売としても α 、 β の原価を按分して、料金が α の原価を下回らなければよいか
- ▶ 第2説:割引の全額を競合する1つの商品に割り当てた金額が α の原価を下回らないことが必要か、それは違法性判断基準か(EU)、セーフハーバー基準か(司法省報告書)

④供給拒絶・差別的取扱いー日本

- ▶ 供給先事業者が市場(川下市場)で事業活動を行うために「必要な商品」について、「合理的な範囲を超えて」供給拒絶等をする行為は、排除行為に該当し得る
- ▶ 「必要な商品」は、川下市場で事業活動を行うに当たって他の商品で必須の商品で、自らの製造が困難なもの。規模の経済、ネットワーク効果をもち、国等が排他的に利用権等を割り当てていた施設等が民営化された場合に多い。
- ▶ 判断要素は、①川上市場及び川下市場全体の状況、②川上市場における行為者及びその競争者の地位、③川下市場における供給先事業者の地位、④行為の期間、⑤行為の態様。

④供給拒絶・差別的取扱いーE U

- ▶ 消費者に需要のある新しい製品や市場を生み出す場合には、それを排除する取引拒絶を支配的地位の濫用とする(Magill(1995), IMS Health (2002)など)
- ▶ インフラ(電気通信、ガス等)では、単独の取引拒絶や差別的取扱いへかなり積極的に適用

④供給拒絶・差別的取扱いー米国

- ▶ 単独の取引拒絶は、連邦最高裁判決は、その反トラスト法違反を認めるには慎重、とくに事業法上の接続義務等の規制がある場合には慎重(Trinko(2004); Aspen(1985))

④供給拒絶・差別的取扱いーまとめ

- ▶ 一方的無条件の取引拒絶には、米国は規制に消極的、EUは積極的と顕著な違いが見られる
- ▶ 排除型私的独占ガイドラインはEUに近いといえそう
- ▶ 日本の最高裁は、NTT東日本事件において、本件行為*を「単独かつ一方的な取引拒絶ないし廉売」とし、排除型私的独占ガイドラインの供給拒絶の判断基準を基本的に採用して、私的独占に該当するとした。

*FTTHサービスにおいて、分岐方式を用いる前提で接続料金の認可を受けながら、芯線直結方式を用い、他の電気通信事業者がNTT東日本に対して支払うべき接続料金を下回るユーザー料金を設定した行為

④'マージンスクイーズー日本

- ▶ マージンスクイーズとは？
- ▶ 「供給先事業者に供給する川上市場における商品の価格について、自らの川下市場における商品の価格よりも高い水準に設定したり、供給先事業者が経済的合理性のある事業活動によって対抗できないほど近接した価格に設定したりする行為」(排除型私的独占ガイドライン)
- ▶ マージンスクイーズは、「『供給拒絶・差別的取扱い』と同様の観点から排除行為に該当するか否かが判断される」とする

④'マージンスクイーズーE U

- ▶ 82条ガイダンスは、マージンスクイーズを取引拒絶の一類型としている。
- ▶ しかし、欧州司法裁判所は独立の行為類型とし、「同等に効率的な競争者のマージンをスクイーズする結果となる価格差」を判断基準とした(Deutsche Telekom(2010)等)
- ▶ インフラ(電気通信、ガス等)では、単独の取引拒絶や差別的取扱いへかなり積極的に適用、マージンスクイーズとしても規制

④'マージンスクイーズー米国

- ▶ マージンスクイーズは、取引拒絶または略奪的価格設定の問題とし、独立した行為類型としない (Linkline(2009))

④'マージンスクイーズ'まとめ

- ▶ 単独取引拒絶と同様に、米国は消極的、EUは積極的と顕著な違いが見られる
- ▶ 排除型私的独占ガイドラインは、EU(裁判所でなく欧州委員会)に近いといえそう
- ▶ 日本の最高裁は、NTT東日本事件において、本件行為*を「単独かつ一方的な取引拒絶ないし廉売」とし、排除型私的独占ガイドラインの供給拒絶の判断基準を基本的に採用して、私的独占に該当するとした。

*FTTHサービスにおいて、分岐方式を用いる前提で接続料金の認可を受けながら、芯線直結方式を用い、他の電気通信事業者がNTT東日本に対して支払うべき接続料金を下回るユーザー料金を設定した行為

私的独占の実体規定の課題

- ▶ 排除型私的独占ガイドラインの4類型は、比較法上も重視されている行為
- ▶ 排除型私的独占ガイドラインは、排除行為の考慮要素を列挙し、競争の実質的制限の記述と切り離して記述している。排除行為が競争の実質的制限をもたらすプロセスは行為の類型ごとに異なり、その判断プロセスを書くことにより(EU82条ガイダンス参照)、事業者の予測可能性を高めるのではないか
- ▶ 加えて、4類型はいずれも不公正な取引方法に係る排除措置命令、審決、判決によっても要件の解釈、違法性判断基準の検討が進められている行為である

単独行為と不公正な取引方法

- ▶ 今回はとりあげなかったが、現実的には、不公正な取引方法における解釈、運用の進展、その評価によって検討・議論が進められるのではないか
- ▶ 4類型に関する事件は最近でもたとえば次のものがあるが、今後たくさんでて検討の材料になると期待できる
- ▶ 略奪的価格設定一福井県4市給油所警告(2013)、林野庁発注衛星電話警告(2012)など
- ▶ 排他的取引(拘束条件付取引、取引妨害を含む単独行為)一大分県大山町農協事件(2009)、マイクロソフト非係争条項事件(2008)、ディ・エヌ・エー事件(2011)など多数

エンフォースメントー排除措置

- ▶ 「事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる」(7条1項)
- ▶ 「当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる」(7条第2項)
- ▶ たとえば、CPRCマージンスクイーズ報告書(2012)は、①違反行為の取りやめや将来不作為、②一定価格(以下または以上)での販売命令、③構造的措置を検討し、①も命令としての明確性が求められること(単に利ざやを解消させる命令の可否等)、②の価格設定の難しさ、事業者に選択させる場合の問題(下流価格の引き上げが許容されるか)等、③では比例原則の観点からの配慮等の課題が指摘されてる。
- ▶ ①以外にどこまでできるか

エンフォースメントー排除措置

- ▶ 米国では、企業分割を含め多様な措置がとられる。2001年マイクロソフト事件連邦地裁判決（OSと応用ソフト部門に垂直分割命令）。この点は巡回区裁判所（2001）で違反事実なしとし命令を取消し
- ▶ 日本においても、たとえば、A会社が競争関係にあるB会社の株式所得し、それによって競争が実質的に制限された場合には、違反行為は株式取得であり、取得したB会社の株式の譲渡を命じることは当然にできる
- ▶ さらに、たとえば、排除行為によって市場支配力が強化された場合に、その強化された部分を取り除き、元の状態に戻す事業譲渡等の措置はできるのではないか
- ▶ ただし、その部分を特定し分離できる場合は多くないであろう
- ▶ では、どうするか

エンフォースメントーコミットメント制度の導入

- ▶ コミットメント制度を私的独占等に導入するかの検討が課題
- ▶ 当事者が問題解消措置(remedy)を申し出る制度。EUで2003年に導入され、迅速・柔軟に競争上の弊害を取り除くことができるという利点を持ち、市場支配的地位の濫用規制においてコミットメントが活用されている
- ▶ 単独行為規制では、企業結合規制と同様に、問題解消措置の設計が柔軟にできることは、当事者にも競争当局にもメリットがある
- ▶ ただし、EUでもカルテル、入札談合等のハードコアカルテルでは利用されない。日本でも単独行為とハードコアカルテルは切り離せるのではないか
- ▶ ただ、コミットメントにより審査終了の場合に課徴金を課さないとする、公取委に裁量を許容しない課徴金制度のもとでどこまでコミットメント制度の導入ができるのか課題となろう

エンフォースメントーコミットメント制度の導入

- ▶ 次の2つは、導入がさらに現実的な制度の候補ではないか
- ▶ 企業結合規制には導入ができるのではないか

広く利用されている問題解消措置による審査の終了は、競争の実質的制限のおそれをなくすという制度ではあるが、一種のコミットメントともいえる。しかし、実効性確保手段は弱いので（現状、措置期間の再開という弱い効果しかない）、より実効性確保が容易となる

- ▶ 優越的地位の濫用に導入できるのではないか

下請法においては一種のコミットメント制度が広く行われている。返金の勧告をし（7条）、応じればそれで終わり、応じなければ優越的地位の濫用規制へ（8条）。優越的地位の濫用においても、課徴金よりも、下請法のような利益の被害者への返還制度のほうが適切ではないか。その際、コミットメントにおいて利益の返還を行うことは現実的であろう

エンフォースメントー私的独占と課徴金

排除型私的独占 売上額の 6 %	
略奪的価格設定 排他的取引 抱き合わせ 供給拒絶、差別的取り扱い	その他行為
支配型私的独占 対価に係るもの 供給量等を実質的に制限し対価に影響するすることとなるもの 売上額の 10 %	それ以外の支配型私的独占 課徴金なし



エンフォースメントー私的独占と課徴金

- ▶ 課徴金は、排除型私的独占は売上額の6%、支配型私的独占は売上額の10%
- ▶ 課徴金対象行為は、排除型私的独占はすべての行為、支配型私的独占は一部の行為のみ
- ▶ 支配型私的独占の10%は、実質的に不当な取引制限の規制を代替するものとされるが、法改正後に例はない
- ▶ 供給を受ける行為には課徴金が課されない(2条9項1号(共同の取引拒絶)も同様)
- ▶ 以上のような私的独占の課徴金体系は、全体として整合的か
- ▶ 不当な取引制限はともかく、私的独占等の単独行為に対しては裁量型課徴金が適切だという意見は少なくない。基本的には賛成したい
- ▶ 以上について、立法的解決を含めた検討課題であろう

略奪的価格設定 (GL)	不当廉売	
排他的取引 (GL)	排他条件付取引	
抱き合わせ (GL)	抱き合わせ	
供給拒絶、差別的取扱い (GL)	共同の供給拒絶	
	単独の供給拒絶	
	差別対価	
その他の排除型私的独占	単独の取引拒絶	
	差別条条件	
	不当廉売	
	拘束条件付取引	
	取引妨害	
支配的私的独占 (課徴金) 対象	再販売価格維持行為	
	拘束条件付取引	
その他の支配型私的独占		
	優越的地位の濫用	下請法

エンフォースメントー不公正な取引方法と課徴金

- ▶ 不公正な取引方法については検討しなかったが、たとえば、次のような指摘ができよう
- ▶ 排除型私的独占ガイドラインに置かれる4つの典型行為のうち2つ半(排他条件付取引、抱き合わせ、供給拒絶のうちの共同の供給拒絶を除く単独の供給拒絶)は、私的独占に該当しない限り課徴金の対象とならない
- ▶ 体系上も、排他条件付取引、抱き合わせ、単独の取引拒絶が法定の不公正な取引方法にないことは、疑問がもたれる(少なくとも法科大学院で教える際には苦勞する)
- ▶ ついでにいえば、2条9項において「不当に」、「正当な理由」が平成21年改正前の2条9項と異なり、無定義で出てくることも当惑する
- ▶ 差別対価は、不当廉売型と単独の取引拒絶・排他条件付取引型があるが、後者も含めて不公正な取引方法の課徴金の対象となっている
- ▶ 少なくとも学説上は、不当廉売と排他条件付取引とで、前者にのみ不公正な取引方法でも課徴金を課すほど行為の悪性に違いがあるとは理解されていない。むしろ、前者のほうが競争法違反に該当するかは慎重に判断すべきというのが世界の潮流であろう(そこで、立法政策上の要請という別の要因で説明されると推測される)

おわりに

- ▶ 4つの行為類型をみた。今回はとりあげなかったが、不公正な取引方法は題材にこと欠かないし、実際には不公正な取引方法の事件の積み重ねによって単独行為規制の判断基準が形成されていくのではないか
- ▶ CPRCは研究（法学、経済学）と実務の協力がなされる点が魅力である。これも今回あえてとりあげなかったが、この分野での経済学の研究は不可欠であり、またCPRCにもたくさんの研究がある。今後さらに期待したい。